

令和2年10月26日開催

新庄市農業委員会第5回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年10月）議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（16名）

1番 浅沼 玲子	3番 清水 哲夫
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	12番 三原 康志
13番 高山 光弥	14番 森 良一
15番 星川 吉和	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
4. 欠席した委員（2名）

2番 笹 行也	4番 間 真一
---------	---------

5. 議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について |
| 日程第 4 | 議案第 11 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 5 | 議案第 12 号 農用地利用配分計画案に対する意見について |
| 日程第 6 | 議案第 13 号 非農地証明願について |
| 日程第 7 | 報告第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 9 | 報告第 10 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	津藤 隆浩	主 査	早坂 和弥
主 任	三宅 大輔	主 事	長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 2 年度新庄市農業委員会第 5 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 16 名です。欠席通告者は 2 番の笹行也委員と 4 番の間真一委員の 2 名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 5 回総会が成立していることをご報告いたします。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは審議に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番清水哲夫委員と17番星川秀男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区2件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、ご報告をお願いいたします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○16番

10月17日両者に会いまして、確認いたしました。事務局の説明の通りでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野地区1番について、この案件は春から相談されていた案件です。事務局の説明通りで間違いありませんでした。17日に再度確認して間違いはないという事で、よろしく願います。

○議長

それでは、次に萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○6番

10月16日に双方に確認調査してきました。譲渡人の〇〇さんと譲受人の△△さんは親戚関係でありまして、分家、本家の間柄でございます。この土地は長年、△△さんが借りて耕作していたもので、今回〇〇さんが年齢もある程度いってききましたので、今後の事

も考えて本家の方に贈与するという事であります。問題無いというふうに思います。

○議長

それでは八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向1番につきまして、10月15日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおり間違いありませんでした。単価も双方合意という事で問題無しと判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

それでは八向地区2番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向2番につきまして、10月15日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおり間違いありませんでした。単価も双方合意という事で問題無しと判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第10号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第10号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○16番

10月17日両者に確認いたしました。前回申請しました面積よりも698㎡増えたという変更の申請でございます。事務局の説明の通りでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第10号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第10号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第11号農用地利用集積計画についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第11号農用地利用集積計画につきまして、稲舟地区1件、萩野地区4件、八向地区1件、合計6件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました、賃借権設定5件、所有権移転1件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第11号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第12号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。ここで、指村貞芳委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席お願ひいたします。暫時休憩いたします。

<「指村貞芳委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願ひいたします。

○事務局

議案第12号農用地利用配分計画案に対する意見について、稲舟地区2件、萩野地区10件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を朗読し、計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました農用地利用配分計画案に対する意見について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第12号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。また新型コロナウイルス感染対策の為、議場内を換気いたしますので、暫時休憩いたします。

<「指村貞芳委員」着席>

<議場内換気>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第6、議案第13号非農地証明願についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第13号非農地証明願について、新庄地区15件、稲舟地区2件、萩野地区4件、八向地区1件の計22件を議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いいたします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番。農地パトロールの際に現地確認しております。10月16日に本人と会い、特に問題無いと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○17番

農地パトロールの際に現地確認しております。10月17日に本人と会い、特に問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○17番

農地パトロールの際に現地を確認しております。10月17日に本人と会い、特に問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○17番

農地パトロールの際に現地確認しております。相続人代表の方と10月17日に会い、特に問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に新庄地区5番について調査報告をお願いいたします。

○17番

農地パトロールの際に現地を確認しております。10月17日に代表者の方とお会いして、特に問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に新庄地区6番について調査報告をお願いいたします。

○17番

8月2日の農地パトロールの際に現地確認しております。10月17日に本人と会い、特に問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区7番について調査報告をお願いいたします。

○17番

8月2日の日に現地確認しております。10月17日に本人と会い、特に問題無いと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区8番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区8番について、10月18日に調査確認しました。事務局の説明通りでありますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区9番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区9番について、10月18日に調査確認しました。事務局の説明通りでありますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区10番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区10番につきまして、10月16日本人に確認しました。事務局の説明の通りでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に新庄地区11番について調査報告をお願いいたします。

○7番

事務局報告のとおり相違ございません。これは農地パトロールで五十嵐農業委員と今田推進委員と3人で確認したところでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に新庄地区12番について調査報告をお願いいたします。

○7番

事務局報告のとおり相違ございません。これも同じく農地パトロールで五十嵐農業委員と今田推進委員と私とで確認したところで、10月19日再度確認したところでございます。

したので、宜しくご審議の程お願いいたします。

○議長

それでは、次に新庄地区13番について調査報告をお願いいたします。

○7番

これも農地パトロールで確認したところでした。野中の今田推進委員と五十嵐農業委員と私で確認し、その後調査し、そして19日確認したところ相違ないという事だったので、宜しくご審議の程お願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区14番について調査報告をお願いいたします。

○9番

農地パトロールで現地確認をしました。10月の18日に確認したところ、事務局の説明の通りであり、問題無いと思いますので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、新庄地区15番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区15番について、10月の19日に確認しました。8月5日の農地パトロールの際に現地確認もしましたが、事務局の説明通りであり、間違い有りませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○16番

農地パトロールで確認済です。10月19日、本人にも確認したところ、事務局の説明の通りでございます。宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○16番

こちらも農地パトロールで現地確認しております。10月17日、本人にも確認しましたところ、事務局の説明の通りでございます。宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野1番について、夏に農地パトロールで調査確認して、10月18日に本人と話をしました。事務局の説明通り間違い有りませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○15番

8月に農地パトロールで確認しております。10月18日に本人と連絡をとり、事務局の説明通り間違いございませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○15番

8月に農地パトロールで確認して、10月18日に本人と会い、事務局の説明通り間違いありませんでしたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区4番について調査報告をお願いいたします。

○6番

10月18日に本人に確認いたしました。この土地は泉田川の川沿いの林に隣接しております。半分以上雑木が生えておりまして、現状を見ますと非農地の申請に問題無いというふうに考えます。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向1番につきまして、8月に農地パトロールで現地を確認しております。10月15日に調査確認して、事務局の説明通りで間違いありませんでした。宜しくお願いします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑ありというものあり>

○16番

3件ほど相続人代表の申請があるんですけども、これについては相続の要件がすべて整ってから証明がなされるという事でしょうか、それともこのまま相続人代表という形で証明が取れるという事でしょうか。

○事務局

質問に対して、お答えいたします。非農地証明願はあくまで地目変更が目的となります。所有権移転という事でなく、地目の変更を行うという事ですので、相続人代表という形でも地目変更の申請は可能であります。所有権移転に関しては相続の要件が整った上で手続きが取られることになると考えます。

○議長

よろしいでしょうか。それでは、ほかに質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第13号非農地証明願については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号非農地証明願については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それではこれより報告案件に入ります。

日程第7、報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、稲舟地区1件、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、萩野地区1件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会について、萩野地区1件、八向地区1件、合計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会について、なにか質疑ございますか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第10号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年10月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 清 水 哲 夫

議事録署名委員 星 川 秀 男